

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年12月20日
【会社名】	株式会社三重銀行
【英訳名】	The Mie Bank, Ltd .
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 渡 辺 三 憲
【本店の所在の場所】	三重県四日市市西新地 7 番 8 号
【電話番号】	四日市059(353局)3111番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 鈴 木 秀 幸
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋 1 丁目 1 番 1 号 株式会社三重銀行 東京事務所
【電話番号】	東京03(3241局)7015番(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員東京事務所長 松 本 環
【縦覧に供する場所】	株式会社三重銀行 名古屋支店 (名古屋市中区錦 2 丁目19番 1 号) 株式会社三重銀行 東京支店 (東京都中央区京橋 1 丁目 1 番 1 号) 株式会社三重銀行 大阪支店 (大阪市中央区今橋 4 丁目 4 番 7 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄 3 丁目 8 番20号) (注) 大阪支店は、金融商品取引法の規定による備付場所では ありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所と するものであります。

1【提出理由】

平成29年12月15日開催の当行臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年12月15日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式会社第三銀行との株式移転計画承認の件

当行と株式会社第三銀行が、株式移転の方式により平成30年4月2日をもって両行の完全親会社となる「株式会社三十三フィナンシャルグループ」を設立し、両行がその完全子会社となることに係る株式移転計画を承認する。

第2号議案 定款一部変更の件

定時株主総会の基準日制度を廃止することとし、現行定款第14条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第15条以下の条数の繰り上げを行う。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	102,619	171	31	(注)	可決 95.25
第2号議案	102,747	160	31	(注)	可決 95.27

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席の株主の議決権のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上